平成28年度防音型ディーゼルエンジン発電機の購入
入札説明書

独立行政法人都市再生機構が発注する平成28年度防音型ディーゼルエンジン発電機の購入の一般競争入札については、この入札説明書によるものとする。

1. 入札等実施要領
2. 競争参加資格及び競争参加者に求められる義務
3. 入札心得書
4. 提出書類一覧
5. 競争参加資格確認申請書（様式1）
6. 納入物品保証書（様式2）
7. 入札書（様式）
8. 入札用封筒（様式）
9. 使用印鑑届及び委任状（様式）
10. 契約書（案）
11. 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について
12. 仕様書【別冊】

平成28年10月11日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

1　入札等実施要領

1.　契約担当役等の氏名及び名称

独立行政法人都市再生機構西日本支社　支社長　西村　志郎

2.　調達内容

(1) 件名及び数量

平成28年度防音型ディーゼルエンジン発電機の購入　一式

(2) 調達物品の仕様等

仕様書による。

(3) 納品場所

仕様書による。

(4) 納入期限

仕様書による。

(5) 入札方法

入札金額は、仕様書に示した規格ごとの単価に数量を乗じた総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

3.　入札説明書等に対する質問書の提出及び回答

(1) 入札説明書及び仕様等に対する質問は、次に従い、「質問書（任意様式）」の提出により行うものとする。

イ）提出期限　　平成28年11月4日（金）午後５時
（土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後５時。ただし、正午から午後1時の間は除く。）

ロ）提出方法　　持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「質問書在中」と朱書きすること。

ハ）提出場所　　大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号
独立行政法人都市再生機構 西日本支社
ニュータウン業務部業務管理チーム 電話 06-6346-7834

(2) 質問に対する回答は「質問回答書」の閲覧をもって行う。

イ）閲覧期間　　平成28年11月9日（水）から平成28年11月15日（火）まで
（土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時。ただし、
正午から午後1時の間を除く。）

ロ）閲覧場所　　３（１）ハに同じ。

4.　入札書等の提出期限及び場所

(1) 提出期限　　平成28年11月16日（水）午後４時

(2) 提出方法　　持参もしくは郵送とする。郵送による場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。この場合、封筒に件名を記載し、「入札書在中」と朱書きすること。

(3) 提出場所　　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
独立行政法人都市再生機構西日本支社　総務部経理チーム
電話06-6969-9019

5.　開札の日時及び場所

(1) 日時　　平成28年11月17日(木)　午前10時

(2) 場所　　大阪府大阪市城東区森之宮一丁目６番85号
独立行政法人都市再生機構 西日本支社 ２階入札室

(3) 本入札において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は当該手続きを中止して、再公募を実施する。

(4) 入札執行回数は原則として２回を限度とする。

6.　契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7.　入札保証金及び契約保証金

免除

8.　落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9.　入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

10. 手続きにおける交渉の有無

無

11. 契約書作成の要否等

要

12. 支払条件

完了払い

13. 問い合わせ先

〒530-0001　大阪府大阪市北区梅田二丁目2番22号
独立行政法人都市再生機構　西日本支社
ニュータウン業務部業務管理チーム　電話06-6346-7834

2　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務

1.　競争参加資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争参加資格を有しない。

①　契約を締結する能力を有しない者

②　破産者で復権を得ない者

③　入札書受領期限の日から起算して２年前の日以降において、次に掲げる者の一に該当している者。これを代理人、支配人その他使用人として使用する者についてもまた同様とする。

（イ）　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

（ロ）　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

（ハ）　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（ニ）　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（ホ）　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（ヘ） 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者もしくはこれに準ずる者
（定義については当機構ホームページ「入札・契約情報
http://www.ur-net.go.jp/order/」参照）

（ト） （イ）～（ヘ）に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人支配人その他使用人として使用した者

（チ） （イ）～（ト）に該当する者を入札代理人として使用する者

（リ） 落札者となった場合正当な理由なく契約書の提出を拒んだ者

（ヌ） 不誠実な入札又は見積りをなしたと認められる者

④ 入札書受領期限の日において、当機構西日本支社から指名停止を受けている者

(2) 次の要件を満たしている者であること。

イ 平成27･28年度独立行政法人都市再生機構西日本支社の物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、業種区分「物品販売」の資格を有すると認定された者であること。

なお、競争参加資格を有しない場合は、速やかに競争参加資格審査の申請を行う必要がある。競争参加資格審査の申請等に関する問合せ先は次のとおり。

〒536-8550 大阪府大阪市城東区森之宮1－6－85
独立行政法人都市再生機構 西日本支社 総務部 経理チーム
電話 06-6969-9019

ロ 当業務に関し、納入及び迅速なアフターサービスを保証することを「納入物品保証書」（様式2）により証明し、当機構が認めた者であること。

2. 競争参加者に求められる義務

(1) 競争参加者は、上記1（2）のイに掲げる競争参加資格確認を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書（別記様式１）に必要書類（競争参加資格認定通知書及び納入物品保証書）を添えて提出しなければならない。このとき、上記１(2)イに掲げる要件を満たしていない者も、競争参加資格審査申請書を提出済みであり、必要な資格を有すると認められることを条件に競争参加することができる。ただし、入札の時点までに当該要件を満たさなかったときは、提出された入札書等を無効とする。

① 提出期間
平成28年10月11日(火)から平成28年10月25日(火)までの土曜日及び日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

② 提出場所
独立行政法人都市再生機構西日本支社
ニュータウン業務部業務管理チーム

③ 提出方法

競争参加資格確認申請書（別記様式１）及び必要書類（競争参加資格認定通知書及び納入物品保証書）の提出は、あらかじめ提出日時を連絡の上、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送または電送によるものは受け付けない。

(2)　「申請書」は複写して２部（１部は受付控えとして返却する。）提出すること。併せて平成27・28年度物品等に係る競争参加資格確認通知書の写しを添付すること。

なお、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載、簡易書留手数料分（392円）の切手を貼った長３封筒を提出すること。

(3)　入札の前日までの間において、提出された証明書等の内容に関して当機構から照会があった場合には、十分な説明をしなければならない。

(4)　競争参加資格の確認は「申請書」及び「証明書」の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、平成28年11月2日（水）までに書面で通知する。

3.　その他

(1) 入札に必要な提出書類等の作成に要する費用は、競争参加者の負担とする。

(2) 当機構に提出された書類は、審査の実施以外に提出者に無断で使用することはない。

(3) 当機構に一旦提出された書類は返却しない。

(4) 当機構に一旦提出された書類の差替え及び再提出は認めない。

(5) 入札者が自己に有利な虚偽又は不正な記載をしたと判断される場合には、審査等の対象としない。

(6) 提出書類等に虚偽又は不正な記載をしたと判断される者の入札は無効とする。

(7) 提出書類等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(8) 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表については別添　11による。

以上

3　入札心得書

入札心得書（物品購入等）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する「平成 28 年度防音型ディーゼルエンジン発電機の購入」に係る一般競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、関係法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところにより行う。

（入札等）

第２条　一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札説明書及び仕様書等を熟覧の上、所定の書式による入札書により入札をしなければならない。この場合において入札説明書及び仕様書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は封緘の上、入札参加者等の氏名を明記し、入札の掲示に示した時刻までに提出しなければならない。

３　前項の入札書は、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒として、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、件名及び開札日時を記載した中封筒に入札書及び内訳書のみを入れ、別途提出書類とともに入札書の提出期限までに発注者あての親書で提出しなければならない。（送付先は1　入札等実施要領4(3)）

４　前項の入札書及びその他提出書類について、入札の掲示に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札をさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札に対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７　入札参加者は暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものではないこと。また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札書の提出をもって誓約するものとする。

８　入札参加者等は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とする。

（入札の辞退）

第２条の２　入札参加者等は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し

出るものとする。

一　入札執行前にあっては、所定の書式による入札辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札執行中にあっては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第２条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第３条　入札に当たっては、あらかじめ入札金額の見積内訳明細書を用意しておかなければならない。

（入札の取りやめ等）

第４条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書の引換の禁止）

第５条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札の無効）

第６条　次の各号の一に該当する入札は無効とし、以後継続する当該入札に参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札をなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札金額の記載を訂正したとき。

四　入札者（代理人を含む。）の記名押印のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の記名）の判然としないとき。

五　再度の入札において、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札を行ったとき。

六　1人で同時に2通以上の入札書をもって入札を行ったとき。

七　明らかに連合によると認められるとき。

八　第２条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。

九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札に関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第7条　開札は、機構が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後直ちに入札者の面前で最低入札者名及びその入札金額を公表して行う。

（落札者の決定）

第８条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。

（再度の入札）

第９条　開札の結果、落札者がないときは、直ちに、又は別に日時を定めて再度の入札を行うものとする。

２　前項の再度の入札は、原則として1回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第10条　落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（入札参加者等の制限）

第11条　次の各号の一に該当する者は、その事実のあった後2年間競争入札に参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由なく契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（契約書等の提出）

第12条　落札者は、落札決定の日から7日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは落札はその効力を失う。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに順ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

（異議の申立）

第13条　入札参加者等は、入札後この心得書、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

入札に係る提出書類について

１　代表者及び代表者から委任を受けた代理人が入札に参加される場合は、実印の印影照合を行うため、**使用印鑑届（実印を使用印とする場合も含む）**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（ 一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（ 最長２ 年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

２　代表者以外の方が年間を通じて代表者と同等の権限を行使する場合、**年間委任状**及び**印鑑証明書正本（原本発行日から3か月以内）**を提出してください。（ 一度提出していただければ、競争参加資格の認定期間中は有効です。（ 最長２ 年間））。また、記載内容に変更が生じた場合、再度提出してください。

３　入札参加者の本人確認を行うため、下記の書類を入札日に提出してください。

（１） 代表者本人が入札される場合：**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

（２） 代理人の方が入札される場合：**委任状（年間委任状を提出した復代理人を含む）**及び**名刺など本人を確認できる書類**を提出してください。

名刺をお持ちでない方が入札される場合には、公的機関が発行した本人確認書類（健康保険被保険者証、自動車運転免許証、監理技術者資格者証など）で氏名等による本人確認を行い、写しを取らせていただきます。

名刺又は公的機関が発行した本人確認書類で本人確認ができない場合は、入札への参加は認められませんので、あらかじめご承知おきください。

なお、取得した名刺等は個人情報に留意し、上記目的以外には使用せず、厳重に取扱います。

以　上

4　提出書類一覧

提出書類一覧表

事業者名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　下表は、本調達の入札に際し、必要となる書類一覧です。この一覧表により提出漏れがないか御確認ください。

2　この一覧表は、法人等の名称のみを記載し御提出ください。

3　「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称 （※使用する様式）	提出部数	備考	機構使用欄
1	競争参加資格確認申請書 （別記様式１）	２部	複写の上２部（１部は受付控えとして返却）提出すること。	
2	競争参加資格認定通知書の写し	１部	有効期限内で業種区分「物品販売」の認定がされているもの。紛失等で提出できない場合は、その旨申し出ること。	
3	納入物品保証書 （別記様式２）	１部		
4	使用印鑑届 （入札説明書「５　使用印鑑届及び委任状（様式）」）	１部	・毎年度当初入札参加時に契約担当役宛てに提出を要するもの ・本届には、印鑑証明書（原本・発行日から３か月以内）を添付すること。	
5	委任状 （入札説明書「５　使用印鑑届及び委任状（様式）」）	１部	入札参加者以外の者が入札書等を持参する場合及び開札に立ち会う場合にも必要。 なお、当機構西日本支社へ年間委任状を提出している場合、「代理人」から「復代理人」への委任としていること。	

【注意事項】

・ 入札書は、競争参加資格の確認に係る通知を受領後に平成 28 年 11 月 16 日の所定の時刻までに提出していただきますので、今回は不要です。

・ 提出いただいた書類については、返却いたしかねますので、ご承知ください。

5　競争参加資格確認申請書（別記様式１）

競争参加資格確認申請書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構西日本支社
支社長　　西村　志郎　　殿

住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名　　実印

連 絡 者 氏 名
所属･電話番号

平成 28 年 10 月 11 日付で掲示のありました、平成 28 年度防音型ディーゼルエンジン発電機の購入の競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

１　２　競争参加資格及び競争参加者に求められる義務等の１「競争参加資格」(2)イに定める競争参加資格認定通知書の写し

２　納入物品保証書（別記様式２）

注）なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留分料金を加えた所定の料金（392 円）の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出願います。

6　納入物品保証書（別記様式２）

納入物品保証書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構　西日本支社
　支社長　西村　志郎　殿

会 社 名
住　　所
代表者名　　印

入札件名「平成 28 年度防音型ディーゼルエンジン発電機の購入」の競争参加に当たり、納入物品については、下記の事項を遵守することを保証いたします。

記

(1)　納入後１年以内に発注者の使用上の責任によらないものとみられる故障が発生した場合は、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。
(2)　構造上の欠陥等により重大な故障が発生した場合は、上記（１）に関わらず、発注者と受注者協議の上、受注者は無償で修理又は交換を行うものとする。
(3)　納入後１年以上経過した物品においても、故障した場合にアフターサービスの窓口として迅速に対応するものとする。

以　上

7　入札書（様式）

入　札　書

総　額

金　　円也（税抜き）

ただし、平成28年度防音型ディーゼルエンジン発電機の購入

入札心得書（物品購入等）を承諾の上、入札します。

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

代理人　　印

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　西村　志郎　　殿

8　入札用封筒（様式）

表

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支　社　長　　西　村　　志　郎　　殿

（件名　平成二十八年度　防音型ディーゼルエンジン発電機の購入　　入札書）

裏

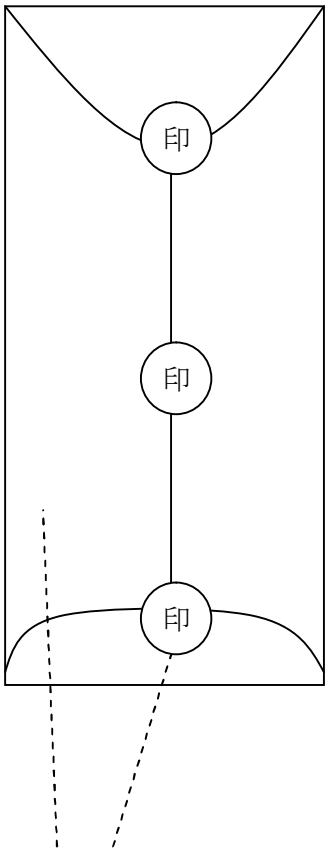

委任している場合は、代理人の氏名または印

9　使用印鑑届及び委任状（様式）

独立行政法人都市再生機構 西日本支社
　支社長　　西村　志郎　　殿

使　用　印　鑑　届

使用印　　実 印

　上記の印鑑は入札、見積りに参加し、契約の締結並びに代金請求及び受領のために使用したいので、お届けいたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所

商号または名称

代　表　者　名　　㊞

添付書類
・印鑑証明書原本（１通）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、独立行政法人都市再生機構 西日本支社の発注する「平成 28 年度防音型ディーゼルエンジン発電機の購入」に関し、下記の権限を委任します。

記

１．入札に関する一切の件

２．

代理人使用印鑑	

平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　㊞

独立行政法人都市再生機構 西日本支社

支社長　　西村　志郎　　殿

10　契約書（案）

契　約　書

１　契　約　名　称
２　品　名　数　量
３　規格寸法その他
４　納　入　場　所
５　納　　期　　年　　月　　日
６　契　約　金　額　　金　　円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）
７　支　払　条　件

上記物品売買について発注者独立行政法人都市再生機構と受注者　　は、次の条項により契約を締結する。

この契約締結の証として、本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

発注者　　住　所
　　氏　名　　印
受注者　　住　所
　　氏　名　　印

（総則）

第１条　受注者は、頭書の契約金額（運賃及び梱包費を含む。以下同じ。）をもって頭書の納期までに、頭書の納入場所に頭書の物品を納入するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。

（履行の委任）

第３条　受注者は、この契約の履行について、その全部若しくは一部を第三者に委任してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（検査及び受渡し）

第４条　発注者又はその指定する職員（以下「検査員」という。）は、受注者が頭書の物品を納入場所に完納したときは、その持込を受けた日から 10 日以内に、その検査を完了するものとする。

２　受注者又はその代理人は、発注者が指定する日時に検査に立会うものとする。
３　物品の受渡しは、納入場所における物品に対する検査の合格の日をもって、受渡しが終ったものとする。
第５条　発注者は、頭書の納期であっても、必要があるときは、受注者に物品の一部引渡しを求めることができる。この場合前条の規定を準用する。
（再検査）
第６条　受注者は、前２条検査の結果、不合格品又は不足品が生じたときは、発注者の指示するところにより代品を納入しなければならない。この場合検査及び受渡しについては、第４条の規定を準用する。
（検査等の費用）
第７条　前３条の検査を受けるため、通常必要な経費並びに物品の変質、変形、消耗、損傷等はすべて受注者の負担とする。
（対価の支払い）
第８条　受注者は、頭書の物品の受渡しがあった後、頭書の金額の支払いを発注者に対し請求することができる。
２　発注者は、前項の請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に頭書の金額を受注者に支払うものとする。
（瑕疵担保責任）
第９条　受注者は、頭書の物品の引渡しをした日から、１か年間当該物品の品質、構造並びに性能の保証をするものとする。
（納期の延長）
第 10 条　受注者は、頭書の納期内に頭書の物品の全部又は一部について、納入することができない事由が発生したときは、遅滞なくその事由を付して、発注者に届け出て、その承認を得て納期を延長することができる。ただし、受注者は、自己の責めに帰すべき事由により納期を延長したときは、その部分の契約代金相当額に対し、延長日数に応じ年（365 日当たり）５パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に対し、支払うものとする。
（履行遅滞金）
第 11 条　発注者は、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、その部分の契約代金相当額に対し、遅滞日数に応じ年（365 日当たり）2.9 パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を受注者に支払うものとする。
２　受注者は、自己の責めに帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、その部分の契約代金相当額に対し、遅滞日数に応じ年（365 日当たり）５パーセントの割合で計算した額の履行遅滞金を発注者に支払うものとする。
（談合等不正行為があった場合の違約金等）
第 11 条の２　受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者

の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定期間内に支払わなければならない。

一　この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

二　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三　納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四　この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約の解除）

第 12 条　甲は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一　正当な理由なく、頭書の納期までに、又はその納期の経過後相当の期間内に債務の履行を完了する見込がないとき。

二　債務の履行を放棄し、又は正当な事由によらないでこれを中止したとき。

三　第２条の規定に違反したとき。

四　この契約による債務の履行に関し、不正の行為をしたとき。

五　契約の締結に必要な資格がないことが判明したとき。

六　正当な事由なく契約の解除を申し出たとき。

七　受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　委任契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を委任契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　受注者は、前項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除されたときは、解除部分の 10 分の１に相当する額を、違約金として発注者に支払うものとする。

（相殺）

第 13 条　発注者は、この契約によって生じた受注者に対する金銭債権があるときは、受注者に対する支払代金と相殺することができる。

（紛争の解決方法）

第 14 条　この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

11　独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人が一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

1.　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

2.　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

④　１者応札又は１者応募である場合はその旨

3.　当方に提供していただく情報

①　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4.　公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内